

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年12月20日（平成30年（行情）諮問第619号）

答申日：令和元年11月6日（令和元年度（行情）答申第286号）

事件名：「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律』（以下「支援法」という。）に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（2015.7.31一本本B572で特定された後につづられたもの）。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる300文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月30日付け防官文第17153号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）意見書

対象文書の電磁的記録形式の特定とその教示が行われなければならない。

ア 「詳解 情報公開法」（総務省行政管理局）（別添（省略。以下同じ。））は、情報公開法施行令9条の解説において、「情報公開法施行令9条3項3号でいう『行政機関がその保有するプログラムにより行うことができるもの』とは、行政機関が保有している既存のプログラムにより出力（プリントアウト又はデータコピー）することができる方法に限る趣旨である。」との解釈を示している。

イ 上記アの国の解釈に従えば、情報公開法施行令9条3項3号ホによる複写の交付は、「データコピー」でなければならない。

ウ また国の統一指針である「情報公開事務処理の手引き」（平成18年3月総務省行政管理局情報公開推進室）（別添）は、電磁的記録の開示実施に当たっては以下のとおり定めている。

（ア）行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのま

ま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である。（表紙から22枚目。本文書にはページ数が明記されていないので、以下同様に表記。）

(イ) 開示の実施においては、行政文書をありのまま開示することとしており（中略）加工はしない。（中略）電磁的記録についても、データの圧縮やフォーマットの変換を行う必要はない。（23枚目）

(ウ) 電磁的記録を記録媒体に複写して交付する場合等における開示実施手数料の額の積算は、電磁的記録を構成する「ファイル」の数を単位として行うこととなる。「ファイル」とは、ワードや一太郎などの文書作成ソフトにより作成した文書やエクセルなどの表計算ソフトにより作成したデータなどのファイル単位を指すものである。

（24枚目）

エ 上記ウ（ア）ないし（ウ）の解説から、「データコピー」とは、ワード、一太郎、エクセルといった記録形式で既に保有している電磁的記録を、その記録形式を変換することなく複写の交付を行うことと解される。

オ また防衛省における情報公開事務手續の手引である「情報公開事務手續の手引」（平成13年4月（平成14年8月改訂）長官官房文書課情報公開室）も、「開示の実施においては、行政文書をありのまま開示する（中略）加工はしない。（中略）電磁的記録を複写したものを交付する際にも、特定のプログラムを利用してデータを圧縮することはしない。」（85頁）と定めている。

カ ただし電磁的記録形式によっては開示請求者がその電磁的記録を開くことができない場合が起こり得るので、複写の交付に先立ち電磁的記録形式が特定・明示される必要がある。この点については、上記ウ（ア）で示した「開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である。」との記載が、まさにこの趣旨であると思われる。

キ また諮問庁が文書作成ソフト等で作成された文書を不開示箇所がないにも関わらず、PDFファイル形式にて審査請求人に交付したのであれば、情報公開法施行令9条で定める「データコピー」を行ったことにならないし、「加工はしない」とする国及び防衛省の手引きに反する行為である。

ク 本件開示決定に当たり諮問庁が電磁的記録形式の特定とその教示を行わなかったこと、保有する電磁的記録に「加工」を加えたことは、違法ないし不当な行為といえる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条を適用して期限を延長し、まず、平成27年11月30日付け防官文第18791号により、開示請求に係る相当の部分につき、開示決定処分（以下「先行処分」という。）を行った後、平成28年9月30日付け防官文第17153号により、本件対象文書について法5条6号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、先行処分については、平成27年12月30日付けをもって異議申立てが提起（平成28年1月5日付けで受理）され、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）47条1項又は2項の規定に基づき、同年3月29日付け防官文第6629号により当該異議申立てを却下又は棄却している。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由については、別紙2のとおりである。

なお、不開示とした部分のうち、職員の自宅の電話番号については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした理由に追加する。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式又はPDFファイル形式とは異なるいわゆるプレゼンテーションソフト、表計算ソフト若しくは文書作成ソフトにより作成された文書であり、いずれかの形式の電磁的記録を特定している。

なお、審査請求人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

- (2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件

対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しない。

- (3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件審査請求が提起された時点においては、審査請求人は複写の交付を受けていない。
- (4) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において一部を不開示とした決定の取消しを主張するが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙2のとおり同条6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|------------------------------------|
| ① | 平成30年12月20日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成31年1月22日 | 審議 |
| ④ | 同月30日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 令和元年11月1日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる300文書である。

審査請求人は、不開示部分の開示及び本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条6号に該当するとして不開示とした原処分について、同条1号の不開示理由を追加した上で原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書は、「支援法に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（2015.7.31一本本B572で特定された後につづられたもの）。」である。

イ 支援法は、いわゆる平和安全法制関連2法の一つであり、内閣官房、内閣府、外務省及び防衛省等が協力して法案の策定作業を行った。

ウ 本件対象文書のうち、文書1ないし文書9、文書28ないし文書41、文書45、文書50ないし文書55、文書60ないし文書62、文書64ないし文書68、文書70ないし文書73及び文書75ないし文書300については、いわゆるプレゼンテーションソフト又は文書作成ソフトによるデータを保有しており、本件請求文書に該当する文書としてこれらを特定している。

エ 文書10ないし文書27、文書42ないし文書44、文書46ないし文書49、文書56ないし文書59、文書63、文書69及び文書74については、紙媒体をスキャナで読み取ったPDF形式の電磁的記録であり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

(2) 文書10ないし文書27、文書42ないし文書44、文書46ないし文書49、文書56ないし文書59、文書63、文書69及び文書74について、PDF形式以外の電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)エの説明は、これらの文書の態様に鑑みて、特段不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書以外の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

別紙2に掲げる不開示部分には、政府関係者の自宅の電話番号、国の機関の非公表の電話番号及び政府関係者の公用の携帯電話番号が記載されている。

(1) 個人に関する情報について

別紙2に掲げる不開示部分のうち、政府関係者の自宅の電話番号については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められ、法6条2項による部分開示の余地はないことから、法5条1号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 国の機関の非公表の電話番号等について

別紙2に掲げる不開示部分のうち、国の機関の非公表の電話番号及び政府関係者の公用の携帯電話番号については、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求から諮問までに約2年2か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号及び6号に該当することから不開示とすべきとしていることについては、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙 1

- 文書 1 全世界の国民に平和的生存権を確認している憲法前文，その解釈上の指針，また，憲法第 9 条というのはこの憲法の前文が具体化した規定であるというのが政府の見解である最高裁の判決の考え方にもかかわらず，なぜ核兵器の輸送や提供が憲法における法理としてできることになっているのかについて
- 文書 2 平成 27 年 8 月 11 日の大塚耕平議員の指摘事項について（我が国保有を禁止し，または政策上提供しない武器・弾薬搭載している航空機への給油）
- 文書 3 平成 27 年 7 月 10 日の穀田恵二議員の指摘事項について
- 文書 4 平和安全法制案について 平成 27 年 6 月 海上幕僚監部防衛課 幹部学校作戦法規研究室
- 文書 5 平成 27 年 7 月 8 日の原口一博議員の指摘事項について
- 文書 6 平和安全法制の整備について
- 文書 7 平和安全法制の整備について～参考資料～
- 文書 8 平和安全法制の整備及び日米ガイドラインの改定について 航空幕僚監部防衛課 平成 27 年 5 月
- 文書 9 イラク特措法に基づく民間企業による空輸の実績
- 文書 10 安保法案が憲法前文の平和主義に違反し違憲無効であることに関する質問主意書
- 文書 11 「「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所」と従来の「非戦闘地域」の相違点に関する質問主意書
- 文書 12 防衛大臣による実施区域指定に関する質問主意書
- 文書 13 自衛隊の活動に伴うリスクに関する質問主意書
- 文書 14 自衛隊による核兵器の輸送と広島平和記念式典における非核三原則への言及に関する質問主意書
- 文書 15 国際平和支援法案における「関係行政機関」の定義に関する質問主意書
- 文書 16 改正後の重要影響事態安全確保法に防衛大臣の安全配慮義務規定が設けられていないことに関する質問主意書
- 文書 17 安全保障関連法案と日本国憲法の恒久平和主義の基本原則に関する質問主意書
- 文書 18 海上幕僚監部防衛課及び幹部学校作戦法規研究室作成の資料「平和安全法制について」における「実際の運用を踏まえたイメージ」のリアリティに関する質問主意書
- 文書 19 海外における自衛隊の外国の軍隊等に対する後方支援実施による国内でのテロ攻撃発生危険性及び海外の日本人の危険性の増加に関する

る質問主意書

- 文書 2 0 政府提出の安全保障関連法案と我が国の国際貢献の在り方に関する質問主意書
- 文書 2 1 実施区域における自衛隊の部隊のより一層の安全確保に関する質問主意書
- 文書 2 2 安全保障関連法案と日本国憲法の国民主権の基本原則に関する質問主意書
- 文書 2 3 安全保障関連法案と日本国憲法の公務員の憲法尊重擁護義務及び立憲主義に関する質問主意書
- 文書 2 4 我が国が武力攻撃を受けた場合に、攻撃を行った側の国への後方支援活動による国内でのテロ攻撃発生の危険性及び海外の日本人の危険性の増加に関する質問主意書
- 文書 2 5 徴兵制度の採用が完全には否定できないことに関する質問主意書
- 文書 2 6 政府提出の安全保障関連法案と日米安全保障条約の関係等に関する質問主意書
- 文書 2 7 安全保障関連法案における国民の理解に関する質問主意書
- 文書 2 8 自衛隊部隊行動基準について
- 文書 2 9 部隊行動基準の作成等に関する訓令
- 文書 3 0 国際平和協力法に基づき自衛隊が実施した国際平和協力業務の実績
- 文書 3 1 ご質問に対する回答について
- 文書 3 2 武器使用に関する規定
- 文書 3 3 武器使用に関する規定
- 文書 3 4 自衛隊法第五十七条のコンメンタール
- 文書 3 5 自衛隊の海外派遣に係る経費
- 文書 3 6 南スーダン国際平和協力業務に係る経費
- 文書 3 7 現在までの海外派遣の実績
- 文書 3 8 防衛省設置法 4 条 1 8 号に基づく活動により、他国の領海に入った実績について
- 文書 3 9 武器使用に関する規定
- 文書 4 0 外国における自衛官の武器使用規定
- 文書 4 1 自衛隊がイラク派遣において民間業者を利用した主な実績
- 文書 4 2 第 1 5 期空輸計画部成果報告について（報告）（登録外報告）
- 文書 4 3 第 1 6 期空輸計画部成果報告について（報告）（登録外報告）
- 文書 4 4 イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画
- 文書 4 5 国際平和協力法に基づき自衛隊が実施した国際平和協力業務の実績
- 文書 4 6 イラク復興支援活動行動史 第 1 編
- 文書 4 7 イラク復興支援活動行動史 第 2 編
- 文書 4 8 イラク復興支援活動行動史 第 1 編

- 文書 4 9 イラク復興支援活動行動史 第 2 編
- 文書 5 0 イラク復興支援における自治体活用実績
- 文書 5 1 武器弾薬に係る民間航空機等を使用した際の契約書
- 文書 5 2 イラクにおける民間の活用実績
- 文書 5 3 Q 1 1 C T F 1 5 0 の活動はどんな目的としたものか。
- 文書 5 4 船舶検査を国際的な船舶検査活動も可能となる。 Q 2 5 何故か。
- 文書 5 5 (3) 8 月 3 日の中谷防衛大臣答弁が、クラスター爆弾禁止条約に違反しているのではないか、見解を示されたい。
- 文書 5 6 船舶検査活動法の改正
- 文書 5 7 船舶検査活動法について
- 文書 5 8 船舶検査活動法について
- 文書 5 9 平和安全法制整備法案および国際平和支援法 参考資料 平成 2 7 年 7 月 参院外交防衛委員会調査室
- 文書 6 0 問 船舶検査活動の実施には、必ず国会承認が求められるという理解で良いか。また、重要影響事態に際して行われる船舶検査活動においても、できるだけ事前の国会承認を求める努力をすべきと考えるが、見解如何。
- 文書 6 1 問 今回の法改正において、船舶検査活動に際しての強制措置は盛り込まないこととしたと承知しているが、強制措置を実施しないことで、オペレーションに参加している他国との連携に支障が生じることはないのか。
- 文書 6 2 資料要求
- 文書 6 3 資料要求 (別添)
- 文書 6 4 問 船舶検査活動における自衛隊員の安全を確保する仕組みについて問う。
- 文書 6 5 国会の再承認について、「1 年ごと」ではなく、「2 年ごと」とすべき理由
- 文書 6 6 問 P K O 法や国際平和支援法について、国会の再承認を 2 年ごととした理由。
- 文書 6 7 問 P K O 法や国際平和支援法について、国会の再承認を 9 0 日ごととした場合、どんな課題が生じるか。
- 文書 6 8 問 第 6 条第 3 項は国会の承認を得た日から 2 年を経過する日を超えて対応措置を行うときは再度国会承認を得ることを求めているが、これらの規定の趣旨如何。
- 文書 6 9 イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画
- 文書 7 0 ①イラク復興支援における国の自治体活用の実績について
- 文書 7 1 ②イラク復興支援において、武器弾薬に係る民間航空機を使用した際の契約書

文書72	国際平和協力法に基づき自衛隊が実施した国際平和協力業務の実績							
文書73	イラクへ携行している武器							
文書74	提出資料について							
文書75	H27.8.3	参・平安特委	井上	哲士	君	大臣	問2	(5)
文書76	H27.8.3	参・平安特委	井上	哲士	君	大臣	問2	(2)
文書77	H27.8.3	参・平安特委	井上	哲士	君	大臣	問2	(4)
文書78	H27.8.3	参・平安特委	小西	洋之	君	大臣	問2	7
文書79	H27.8.3	参・平安特委	小西	洋之	君	大臣	問2	8
文書80	H27.8.3	参・平安特委	山本	太郎	君	大臣	問1	
文書81	H27.8.3	参・平安特委	山本	太郎	君	外相	問1	
文書82	H27.8.3	参・平安特委	井上	哲士	君	外相	問1	
文書83	H27.8.3	参・平安特委	井上	哲士	君	大臣	問2	(1)
文書84	H27.8.3	参・平安特委	井上	哲士	君	大臣	問2	(3)
文書85	H27.8.3	参・平安特委	井上	哲士	君	大臣	問2	(6)
文書86	H27.8.3	参・平安特委	水野	賢一	君	大臣	問2	
文書87	H27.8.4	参・平安特委	櫻井	充	君	外相	問1	
文書88	H27.8.4	参・平安特委	櫻井	充	君	大臣	問3	
文書89	H27.8.4	参・平安特委	櫻井	充	君	総理	問4	
文書90	H27.8.4	参・平安特委	櫻井	充	君	大臣	問4	
文書91	H27.8.4	参・平安特委	櫻井	充	君	総理	問5	
文書92	H27.8.4	参・平安特委	櫻井	充	君	大臣	問6	
文書93	H27.8.4	参・平安特委	井上	義行	君	総理	問3	
文書94	H27.8.4	参・平安特委	井上	義行	君	大臣	問4	
文書95	H27.8.4	参・平安特委	佐藤	正久	君	総理	問2	
文書96	H27.8.4	参・平安特委	佐藤	正久	君	大臣	問2	
文書97	H27.8.4	参・平安特委	佐藤	正久	君	大臣	問3	
文書98	H27.8.4	参・平安特委	佐藤	正久	君	総理	問3	
文書99	H27.8.4	参・平安特委	佐藤	正久	君	総理	問4	
文書100	H27.8.4	参・平安特委	佐藤	正久	君	大臣	問4	
文書101	H27.8.4	参・平安特委	佐藤	正久	君	大臣	問6	
文書102	H27.8.4	参・平安特委	佐藤	正久	君	大臣	問7	
文書103	H27.8.4	参・平安特委	佐藤	正久	君	大臣	問8	(

1)
 文書104 H27.8.4 参・平安特委 佐藤 正久 君 大臣 問8 (2)
 2)
 文書105 H27.8.4 参・平安特委 佐藤 正久 君 大臣 問8 (3)
 3)
 文書106 H27.8.4 参・平安特委 佐藤 正久 君 大臣 問8 (4)
 4)
 文書107 H27.8.4 参・平安特委 小川 勝也 君 大臣 問11
 文書108 H27.8.4 参・平安特委 小川 勝也 君 大臣 問12
 文書109 H27.8.4 参・平安特委 小川 勝也 君 総理 問8
 文書110 H27.8.4 参・平安特委 福島 みずほ 君 総理 問2
 文書111 H27.8.4 参・平安特委 福島 みずほ 君 大臣 問2
 文書112 H27.8.5 参・平安特委 荒井 広幸 君 政府参考人
 問1 (1) ~ (3)
 文書113 H27.8.5 参・平安特委 荒井 広幸 君 大臣 問5
 文書114 H27.8.5 参・平安特委 寺田 典城 君 大臣 問5
 文書115 H27.8.5 参・平安特委 藤末 健三 君 大臣 問12
 文書116 H27.8.5 参・平安特委 藤末 健三 君 大臣 問13
 文書117 H27.8.5 参・平安特委 藤末 健三 君 大臣 問14
 文書118 H27.8.5 参・平安特委 藤末 健三 君 大臣 問15
 文書119 H27.8.5 参・平安特委 白 眞勲 君 大臣 問6
 文書120 H27.8.5 参・平安特委 又市 征治 君 大臣 問2
 文書121 H27.8.5 参・平安特委 又市 征治 君 大臣 問5
 文書122 H27.8.10 参・予算委 共通想定 大臣 想定1
 文書123 H27.8.11 参・平安特委 荒井 広幸 君 大臣 想2
 (1)
 文書124 H27.8.11 参・平安特委 荒井 広幸 君 大臣 想3
 (1)
 文書125 H27.8.11 参・平安特委 荒井 広幸 君 政府参考人
 想3 (2)
 文書126 H27.8.11 参・平安特委 荒井 広幸 君 政府参考人
 想3 (3)
 文書127 H27.8.11 参・平安特委 大塚 耕平 君 官房長官
 問10
 文書128 H27.8.11 参・平安特委 大塚 耕平 君 大臣 問1
 0
 文書129 H27.8.11 参・平安特委 小池 晃 君 大臣 問5
 文書130 H27.8.11 参・平安特委 小西 洋之 君 外相 想4

(6)

文書131 H27.8.11 参・平安特委 对外相共通想定 外相 想3
文書132 H27.8.11 参・平安特委 福島 みずほ 君 大臣 問
2(1)
文書133 H27.8.11 参・平安特委 福島 みずほ 君 大臣 問
2(2)
文書134 H27.8.11 参・平安特委 山本 太郎 君 外相 問1
文書135 H27.8.11 参・平安特委 山本 太郎 君 大臣 問1
文書136 H27.8.11 参・平安特委 山本 太郎 君 大臣 問2
文書137 H27.8.11 参・平安特委 山本 太郎 君 外相 問2
文書138 H27.8.11 参・平安特委 山本 太郎 君 大臣 問3
文書139 H27.8.11 参・平安特委 荒井 広幸 君 大臣 問2
(1)
文書140 H27.8.11 参・平安特委 荒井 広幸 君 政府参考人
問2(1)
文書141 H27.8.11 参・平安特委 荒井 広幸 君 大臣 問3
(1)
文書142 H27.8.11 参・平安特委 荒井 広幸 君 政府参考人
問3(2)
文書143 H27.8.11 参・平安特委 荒井 広幸 君 政府参考人
問3(3)
文書144 H27.8.11 参・平安特委 柴田 巧 君 大臣 問3
文書145 H27.8.11 参・平安特委 福島 みずほ 君 大臣 問
2(1)
文書146 H27.8.11 参・平安特委 福島 みずほ 君 大臣 問
2(2)
文書147 H27.8.11 参・平安特委 和田 政宗 君 大臣 問4
文書148 H27.8.19 参・平安特委 福島 みずほ 君 大臣 問
3(1)
文書149 H27.8.19 参・平安特委 荒井 広幸 君 外相 問3
文書150 H27.8.19 参・平安特委 荒井 広幸 君 大臣 問3
(1)
文書151 H27.8.19 参・平安特委 荒井 広幸 君 政府参考人
問3(2)
文書152 H27.8.19 参・平安特委 荒井 広幸 君 政府参考人
問3(3)
文書153 H27.8.19 参・平安特委 東 徹 君 大臣 問7(2
)

文書154 H27.8.19 参・平安特委 藤田 幸久 君 大臣 問1
 文書155 H27.8.19 参・平安特委 藤田 幸久 君 大臣 問2
 文書156 H27.8.19 参・平安特委 福島 みずほ 君 大臣 問
 3 (1)
 文書157 H27.8.19 参・平安特委 福島みずほ 君 大臣 問2
 文書158 H27.8.19 参・平安特委 福島みずほ 君 大臣 問3
 (2)
 文書159 H27.8.19 参・平安特委 和田 政宗 君 大臣 問4
 文書160 H27.8.21 参・平安特委 山本 太郎 君 総理 問2
 文書161 H27.8.21 参・平安特委 佐々木 さやか 君 総理
 問4
 文書162 H27.8.21 参・平安特委 佐々木 さやか 君 大臣
 問4
 文書163 H27.8.21 参・平安特委 水野 賢一 君 大臣 問2
 文書164 H27.8.21 参・平安特委 清水 貴之 君 大臣 問4
 文書165 H27.8.24 参・予算委 福島 みずほ 君 総理 想定
 問4
 文書166 H27.8.24 参・平安特委 小川 敏夫 君 大臣 問6
 文書167 H27.8.24 参・平安特委 小川 敏夫 君 総理 問8
 文書168 H27.8.24 参・平安特委 福島 みずほ 君 総理 問
 4
 文書169 H27.8.24 参・平安特委 福島 みずほ 君 総理 問
 5
 文書170 H27.8.25 参・平安特委 山本 一太 君 総理 問2
 文書171 H27.8.25 参・平安特委 山本 一太 君 大臣 問2
 文書172 H27.8.25 参・平安特委 山田 太郎 君 総理 問2
 文書173 H27.8.25 参・平安特委 山田 太郎 君 大臣 問2
 文書174 H27.8.25 参・平安特委 辰巳 孝太郎 君 大臣 問
 1 (1)
 文書175 H27.8.25 参・平安特委 辰巳 孝太郎 君 大臣 問
 1 (2)
 文書176 H27.8.25 参・平安特委 辰巳 孝太郎 君 大臣 問
 2 (1)
 文書177 H27.8.25 参・平安特委 辰巳 孝太郎 君 大臣 問
 2 (3)
 文書178 H27.8.25 参・平安特委 辰巳 孝太郎 君 大臣 問
 2 (4)
 文書179 H27.8.25 参・平安特委 辰巳 孝太郎 君 大臣 問

4

文書180 H27.8.25 参・平安特委 福山 哲郎 君 大臣 問4
文書181 H27.8.25 参・平安特委 福山 哲郎 君 総理 問5
文書182 H27.8.25 参・平安特委 福山 哲郎 君 大臣 問5
文書183 H27.8.25 参・平安特委 福山 哲郎 君 大臣 問6
文書184 H27.8.25 参・平安特委 福山 哲郎 君 大臣 問7
文書185 H27.8.25 参・平安特委 福島 みずほ 君 総理 問

2

文書186 H27.8.25 参・平安特委 福島 みずほ 君 大臣 問

2

文書187 H27.8.25 参・平安特委 福島 みずほ 君 総理 問

3

文書188 H27.8.25 参・平安特委 福島 みずほ 君 大臣 問

3

文書189 H27.8.26 参・平安特委 大塚 耕平 君 外相 問2

文書190 H27.8.26 参・平安特委 小野 次郎 君 大臣 問8

文書191 H27.8.26 参・平安特委 井上 義行 君 大臣 問3

文書192 H27.8.26 参・平安特委 吉田 忠智 君 大臣 問3

文書193 H27.8.26 参・平安特委 荒井 広幸 君 政府参考人
問14(1)

文書194 H27.8.26 参・平安特委 荒井 広幸 君 政府参考人
問14(2)

文書195 H27.8.26 参・平安特委 高橋 克法 君 政府参考人
問3

文書196 H27.8.26 参・平安特委 高橋 克法 君 大臣 問4

文書197 H27.8.26 参・平安特委 高橋 克法 君 大臣 問5

文書198 H27.8.26 参・平安特委 杉 久武 君 大臣 問1

文書199 H27.8.26 参・平安特委 杉 久武 君 大臣 問2

文書200 H27.8.26 参・平安特委 杉 久武 君 大臣 問3

文書201 H27.8.26 参・平安特委 杉 久武 君 大臣 問4

文書202 H27.8.26 参・平安特委 杉 久武 君 大臣 問5

文書203 H27.8.26 参・平安特委 杉 久武 君 大臣 問6

文書204 H27.8.26 参・平安特委 杉 久武 君 大臣 問7

文書205 H27.8.27 参・外防委 小野 次郎 君 大臣 問5

文書206 H27.8.27 参・平安特委 山本 一太 君 大臣 問2

文書207 H27.9.2 参・平安特委 荒木 清寛 君 石川政務官
問3

文書208 H27.9.2 参・平安特委 室井 邦彦 君 大臣 想定問

4

文書209	H27.9.2	参・平安特委	室井 邦彦 君	大臣 問1
文書210	H27.9.2	参・平安特委	室井 邦彦 君	大臣 問2
文書211	H27.9.2	参・平安特委	室井 邦彦 君	大臣 問3
文書212	H27.9.2	参・平安特委	室井 邦彦 君	大臣 問5
文書213	H27.9.2	参・平安特委	白 眞勲 君	外相 想定問1
文書214	H27.9.2	参・平安特委	白 眞勲 君	大臣 想定問2
文書215	H27.9.2	参・平安特委	和田 政宗 君	大臣 問4
文書216	H27.9.4	参・平安特委	井上 哲士 君	大臣 問6 (1)
文書217	H27.9.4	参・平安特委	井上 哲士 君	政府参考人 問6 (2)
文書218	H27.9.4	参・平安特委	荒井 広幸 君	大臣 問2
文書219	H27.9.4	参・平安特委	荒井 広幸 君	大臣 問3
文書220	H27.9.4	参・平安特委	荒井 広幸 君	大臣 問4
文書221	H27.9.4	参・平安特委	荒井 広幸 君	大臣 問5
文書222	H27.9.4	参・平安特委	山下 雄平 君	政府参考人 問7
文書223	H27.9.4	参・平安特委	山田 太郎 君	大臣 問5
文書224	H27.9.4	参・平安特委	山田 太郎 君	大臣 問7
文書225	H27.9.4	参・平安特委	山田 太郎 君	大臣 問8
文書226	H27.9.4	参・平安特委	水野 賢一 君	大臣 想定問 2
文書227	H27.9.4	参・平安特委	川田 龍平 君	大臣 問3 (2)
文書228	H27.9.4	参・平安特委	川田 龍平 君	大臣 問2 (2)
文書229	H27.9.9	参・平安特委	福島 みずほ 君	大臣 問1
文書230	H27.9.9	参・平安特委	福島 みずほ 君	大臣 問2
文書231	H27.9.9	参・平安特委	福島 みずほ 君	大臣 問5
文書232	H27.9.9	参・平安特委	荒井 広幸 君	政府参考人 問1
文書233	H27.9.9	参・平安特委	荒井 広幸 君	政府参考人 問2
文書234	H27.9.9	参・平安特委	荒井 広幸 君	大臣 想定問 8
文書235	H27.9.9	参・平安特委	山田 太郎 君	大臣 問6
文書236	H27.9.9	参・平安特委	真山 勇一 君	大臣 問3

文書237 H27.9.9 参・平安特委 真山 勇一 君 大臣 問4
 文書238 H27.9.9 参・平安特委 藤末 健三 君 大臣 問4
 文書239 H27.9.9 参・平安特委 藤末 健三 君 大臣 問5
 文書240 H27.9.10 参・外防委 井上 哲士 君 大臣 問3
 文書241 H27.9.10 参・内閣委 辰巳 孝太郎 君 副大臣 問
 (1)
 文書242 H27.9.10 参・内閣委 辰巳 孝太郎 君 副大臣 問
 (2)
 文書243 H27.9.10 参・内閣委 辰巳 孝太郎 君 副大臣 問
 (3)
 文書244 H27.9.10 参・内閣委 辰巳 孝太郎 君 副大臣 問
 (4)
 文書245 H27.9.10 参・内閣委 辰巳 孝太郎 君 副大臣 問
 (5)
 文書246 H27.9.10 参・内閣委 辰巳 孝太郎 君 副大臣 問
 (6)
 文書247 H27.9.11 参・平安特委 山田 太郎 君 総理 問3
 文書248 H27.9.11 参・平安特委 山田 太郎 君 大臣 問3
 文書249 H27.9.11 参・平安特委 谷合 正明 君 大臣 問2
 文書250 H27.9.11 参・平安特委 谷合 正明 君 総理 問2
 文書251 H27.9.11 参・平安特委 中西 健治 君 総理 問3
 文書252 H27.9.11 参・平安特委 福山 哲郎 君 大臣 想定
 問1
 文書253 H27.9.11 参・平安特委 福山 哲郎 君 大臣 想定
 問2
 文書254 H27.9.11 参・平安特委 福山 哲郎 君 大臣 問7
 文書255 H27.9.11 参・平安特委 福山 哲郎 君 総理 問8
 文書256 H27.9.11 参・平安特委 福山 哲郎 君 大臣 問8
 文書257 H27.9.14 参・平安特委 片山 虎之助 君 大臣 問
 7
 文書258 H27.9.14 参・平安特委 片山 虎之助 君 総理 問
 8
 文書259 H27.9.14 参・平安特委 片山 虎之助 君 大臣 問
 8
 文書260 H27.9.14 参・平安特委 福島 みずほ 君 総理 問
 6
 文書261 H27.9.14 参・平安特委 福島 みずほ 君 大臣 問
 6

文書262 H27.9.14 参・平安特委 福島 みずほ 君 大臣 問
 9
 文書263 H27.9.14 参・平安特委 荒井 広幸 君 大臣 問1
 0
 文書264 H27.9.14 参・平安特委 佐藤 正久 君 大臣 問3
 文書265 H27.9.14 参・平安特委 山口 那津男 君 総理 問
 3
 文書266 H27.9.14 参・平安特委 山田 太郎 君 大臣 問2
 文書267 H27.9.14 参・平安特委 山本 太郎 君 大臣 問6
 文書268 H27.9.14 参・平安特委 水野 賢一 君 大臣 想定
 問1
 文書269 H27.9.14 参・平安特委 水野 賢一 君 総理 想定
 問1
 文書270 H27.9.14 参・平安特委 水野 賢一 君 大臣 想定
 問5
 文書271 H27.9.14 参・平安特委 和田 政宗 君 大臣 問1
 文書272 H27.9.14 参・平安特委 和田 政宗 君 大臣 問2
 文書273 H27.9.16 参・平安特委 共通想定 君 総理 問24
 文書274 H27.9.16 参・平安特委 共通想定 君 総理 問26
 文書275 H27.9.16 参・平安特委 共通想定 大臣 問28
 文書276 H27.9.16 参・平安特委 共通想定 大臣 問29
 文書277 H27.9.16 参・平安特委 共通想定 大臣 問30
 文書278 H27.9.16 参・平安特委 共通想定 大臣 問31
 文書279 H27.9.16 参・平安特委 共通想定 大臣 問32
 文書280 H27.9.16 参・平安特委 共通想定 大臣 問35
 文書281 H27.9.16 参・平安特委 共通想定 大臣 問36
 文書282 H27.9.16 参・平安特委 共通想定 大臣 問42
 文書283 H27.9.16 参・平安特委 共通想定 大臣 問43
 文書284 H27.9.16 参・平安特委 共通想定 大臣 問44
 文書285 H27.9.16 参・平安特委 共通想定 大臣 問45
 文書286 H27.9.16 参・平安特委 共通想定 大臣 問46
 文書287 H27.9.16 参・平安特委 共通想定 大臣 問47
 文書288 H27.9.16 参・平安特委 共通想定 大臣 問48
 文書289 H27.9.16 参・平安特委 共通想定 君 大臣 問49
 文書290 H27.9.16 参・平安特委 荒井 広幸 君 大臣 問2
 (6)
 文書291 H27.9.16 参・平安特委 荒井 広幸 君 大臣 問2
 (7)

文書 292	H 27. 9. 16	参・平安特委	荒井 広幸 君	大臣 問 2
	(8)			
文書 293	H 27. 9. 16	参・平安特委	荒井 広幸 君	総理 問 4
文書 294	H 27. 9. 16	参・平安特委	荒井 広幸 君	大臣 問 4
文書 295	H 27. 9. 16	参・平安特委	東 徹 君	総理 問 2
文書 296	H 27. 9. 16	参・平安特委	東 徹 君	大臣 問 2
文書 297	H 27. 9. 16	参・平安特委	東 徹 君	総理 問 3
文書 298	H 27. 9. 16	参・平安特委	東 徹 君	大臣 問 3
文書 299	H 27. 9. 16	参・平安特委	和田 政宗 君	総理 問 3
文書 300	H 27. 9. 16	参・平安特委	和田 政宗 君	大臣 問 3

別紙 2

不開示とした部分	不開示とした理由
<p>文書番号 89, 91, 93, 95, 98, 99, 109, 110, 127, 160, 161, 165, 167 ないし 170, 172, 181, 185, 187, 247, 250, 251, 255, 258, 260, 265, 269, 273, 274, 293, 295, 297 及び 299 のそれぞれ一部</p>	<p>職員の電話番号に関する情報であり、公にすることにより、緊急用及び部内外との連絡用の連絡先が明らかとなり、いたずらや偽計等に使用されることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部内外との連絡に支障を来すおそれがあることから、法5条6号に該当するため不開示とした。</p>